

家畜衛生情報

香 川 県 畜 産 課
 TEL(087)832-3426~8 FAX(087)806-0204
 香川県東部家畜保健衛生所
 TEL(087)898-1121 FAX(087)898-9558
 香川県西部家畜保健衛生所
 TEL(0877)62-0020 FAX(0877)62-3299

高病原性・低病原性鳥インフルエンザ及び豚コレラの発生予防対策について

高病原性・低病原性鳥インフルエンザ

平成30年1月の本県での発生を最後に、国内の家畜農場で発生していないものの、昨年度も、野鳥で検出されています。国外では、家畜農場での発生が継続して確認されており、本年度は、高病原性鳥インフルエンザがロシア、中国、台湾及びベトナムにおいて確認され、また、低病原性鳥インフルエンザが韓国において確認されています（10月23日時点）。

本格的な渡り鳥のシーズンを迎えるに当たり、農場へのウイルスの侵入を防ぐために、鶏舎の設備点検、防鳥ネットの修理、ネズミ等の野生動物が潜む恐れのある場所の清掃・整頓や侵入経路の封鎖、消石灰の散布等、十分な防疫対策をお願いします。

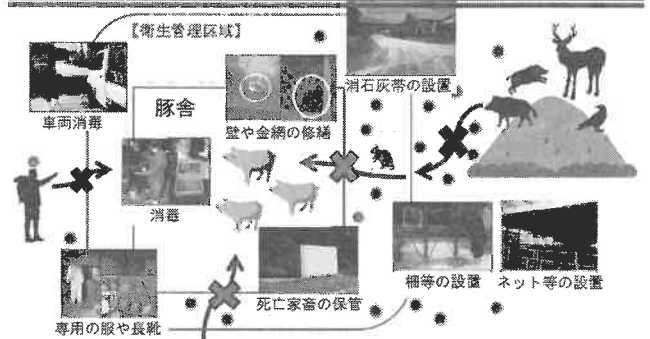
豚コレラ

昨年9月9日に岐阜県で、国内では平成4年以来26年ぶりとなる豚コレラの発生が確認されて以降、現在までに46事例（防疫措置対象：81農場及び4と畜場、殺処分頭数：約15万頭）の発生が確認されています。また、死亡又は捕獲した野生いのししにおける豚コレラ陽性事例は、中部・近畿・関東地方の11県で確認されています（10月23日時点）。

第8回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会の検討結果から、農場へのウイルスの侵入を防ぐためには、柵の設置等による野生動物の侵入防止、農場に出入りする車両やと畜場への出荷車両の洗浄・消毒の徹底、豚舎ごとの長靴の履替えや作業着の着替え等が重要であるため、優先的に実施してください。

「早期発見・早期通報」、「発生時の迅速・的確な初動対応」はもちろんのこと、特に「発生予防」に重点を置いて、今後も、防疫対策の徹底をお願いします。

予防対策の重要ポイント



疾病情報

家畜伝染病・伝染性疾病発生状況(近県)

疾病名	畜種	発生場所	発生時期	発生戸数	発生頭羽数
ヨーネ病(法定)	牛	鳥根県	R1.9月	1	1
牛ウイルス性下痢粘膜症(届出)	牛	岡山県、鳥取県、香川県	R1.8月~R1.9月	7	8
牛白血病(届出)	牛	兵庫県、岡山県、広島県、鳥取県、鳥根県、山口県、愛媛県、徳島県、高知県、香川県	R1.7月~R1.9月	89	121
破傷風(届出)	牛	兵庫県、鳥取県、鳥根県、山口県	R1.8月~R1.9月	5	5
サルモネラ症(届出)	牛	岡山県	R1.9月	2	2
レプトスピラ症(届出)	豚	高知県	R1.9月	1	1
豚丹毒(届出)	豚	兵庫県、広島県、鳥取県、鳥根県、徳島県、高知県、香川県	R1.7月~R1.9月	19	47
鶏痘(届出)	鶏	岡山県	R1.8月	1	2
マレック病(届出)	鶏	徳島県	R1.8月	1	3
伝染性気管支炎(届出)	鶏	愛媛県	R1.8月	1	10
ロイコチトゾーン病(届出)	鶏	香川県	R1.9月	1	5
パロア病(届出)	蜜蜂	岡山県	R1.7月	1	1
アカリダニ症(届出)	蜜蜂	兵庫県、広島県、鳥根県、山口県	R1.8月~R1.9月	4	8

口蹄疫及び国際郵便について ～海外悪性伝染病特殊講習会から～

アジアでの口蹄疫の清浄国は、日本、インドネシア、シンガポール、ブルネイ、フィリピンの5カ国のみで、他は非清浄国となっています（世界では非清浄国が多くあります）。

アジアでの口蹄疫の発生は、2019年1月に韓国での発生の後、約半年間発生はありませんでしたが、2019年7月に中国の新疆ウイグル自治区で牛での発生が確認されました。ロシアでも2019年3月に牛、羊、山羊での発生が確認されています。このように日本近辺での発生は未だ続いている状況です（2019年8月13日現在）。

アフリカ豚コレラや鳥インフルエンザと共に口蹄疫も非清浄国からの日本への侵入が危惧されています。

口蹄疫、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ等の発生地域からの生肉、加工・調理した肉、ハム、ソーセージ等の肉製品は法律で輸入が禁止されており、国際郵便でも持ち込めません。そこで、動物検疫所の検査を空港や海港だけでなく国際郵便局でも強化（罰則も強化）して対応しています。海外と交流のある農家、海外実習生がいる農家は、国際郵便が届いたら、肉製品等が入っていないことを確認してください。もし入っていた場合は速やかに家畜保健衛生所、畜産課、動物検疫所にお知らせください。

WARNING!!

動物検疫所からの 重要なお知らせ

2019年4月22日から
**海外からの肉製品の違法な持ち込み
に対する対応を厳格化しました。**

⚠ 任意放棄の有無にかかわらず、違法な持ち込みには
厳正に対処します。

- ◆ 手荷物の中に、輸入申告のない肉製品などの畜産物が
発見された場合、罰則の対象となります。
- ◆ 輸入検査の手続きでパスポートや搭乗券の情報を記録するため、
検査に時間を要することがあります。

家畜伝染病予防法により、
**輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ
場合には、3年以下の懲役又は100万円
以下の罰金が科せられます。**

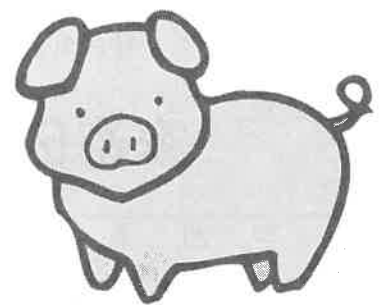
農林水産省動物検疫所 肉製品の持ち込みについて詳細はこちら

豚の亜鉛中毒について (第60回全国家畜保健衛生業績発表会より)

近年養豚場で、酸化亜鉛が大腸菌により起こる浮腫病対策に用いられ、飼料添加物としての硫酸コリスチンの指定取り消しに伴い、使用頻度が増加しています。そこで酸化亜鉛の過剰投与による豚の亜鉛中毒について報告があったので、紹介します。

亜鉛中毒の発生した養豚場で、浮腫病に効果があるとされる容量の4倍量の亜鉛を誤って給与し、その4か月後に農場の9割の豚で軟便や発育不良が発生しました。肥育出荷時の体重が50kg程度の個体もいました。解剖した結果、慢性膵炎が見られ、各臓器に多量の亜鉛が蓄積していたことから、亜鉛中毒と診断されました。その後、亜鉛の投与量を常用量に戻したところ、軟便と発育不良は終息しました。

豚の亜鉛中毒の報告はこれまでありませんでしたが、浮腫病対策として各地で使用される機会が増えていることから、今後注意が必要なものです。浮腫病対策として亜鉛を投与する場合は、豚の健康状態や発育成績などを十分に観察し、中毒が疑われるような場合には管理獣医師等へ相談し、投与量を調整してください。



鶏卵衛生向上のための養鶏場のサルモネラ対策について

サルモネラに汚染された鶏卵を、人が生や加熱不十分な状態で食べると、主に下痢、腹痛、嘔吐、発熱等の食中毒の症状を示すことがあります。特に小児や高齢者は重症化し、死に至る場合があります。

また、汚染卵から調理器具を介し、別の食品を二次汚染し、食中毒の症状を示すこともあります。

平成27年に農林水産省が取りまとめた「鶏卵の生産衛生管理ハンドブック」によると、市販の鶏卵約2千パックのサルモネラ検査をしたところ、卵白や卵黄からは検出されませんでした。洗淨されていたにもかかわらず、卵殻からは0.5%で検出されました。また、このサルモネラ検出卵の生産農場の環境検査を実施したところ、84.4%からサルモネラが検出されました。この結果から、市販鶏卵のサルモネラ汚染を減らすためには、GPセンターでの洗卵・消毒の徹底だけではなく、採卵鶏農場の段階で、サルモネラの保有率を下げることも必要であると示唆されました。

養鶏場のサルモネラ対策としては、平成17年に「鶏卵のサルモネラ総合対策指針」が定められていますが、世界保健機関の専門家会議の提示した、次の対策が基本となっています。

【養鶏場におけるサルモネラ対策の基本】

- ①洗淨・消毒、ネズミ駆除
- ②信頼性のあるサルモネラ検査とモニタリングシステムの設定
- ③抗菌剤及びワクチンの応用



したがって、畜舎の洗淨・消毒、健康な鶏の導入、ネズミ駆除を適切に実施すること、定期的な検査で効果を確認することに加えて、ワクチンや、特に腸管の菌量が増加する強制換羽中には強制換羽用飼料の給与など、汚染の原因である糞便中の菌量を減少させることが確認されている対策を積極的に活用してください。サルモネラ検査や、総合的な対策については、最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。

安全な鶏卵を消費者に提供できるよう、改めて養鶏場のサルモネラ対策を見直しましょう。

令和元年度香川県家畜伝染病防疫演習について

10月31日、綾川町の農業経営高校において、総勢173名の参加者により有事の際に素早く防疫作業が行えるよう防疫演習を実施しました。

今年度は鳥インフルエンザ防疫演習に加えて、近年問題となっている豚コレラ・アフリカ豚コレラの防疫演習も併せて行いました。防疫作業従事者は、豚の誘導や追い出し作業のため、子豚と同じ程度の重さの模型を移動させる訓練を実施しました。防疫作業従事者が二人一組で豚追いパネルを使い模型を移動しましたが、なかなか思うように動かせず、苦戦する様子も見られました。



また、子豚の訓練の隣では、成豚をロープで引き出す訓練として、約120kgの模型を引きずり重さを体験してもらいました。「すごく重い」と作業の大変さを感じてもらえたようです。

発生を未然に防ぐことが第一ですが、発生時には迅速な防疫措置による封じ込めが重要であるため、今後も継続して、防疫作業従事者に対する訓練を続けていきます。



家畜人工授精・受精卵移植業務の適正実施について

家畜人工授精や家畜受精卵移植の業務を行うことは、家畜人工授精師や獣医師（以下、家畜人工授精師等）といった技術と知識を有する者に限定されています。昨年、和牛の精液や受精卵（以下、精液等）が国外へ不正に持ち出されようとした事案が確認されましたが、精液等を取り扱う畜産農家や家畜人工授精師等の皆様におかれましては、精液等の不正な流通を防止するためにも、以下の点に御注意ください。

1 家畜人工授精用精液証明書及び家畜体内（体外）受精卵証明書の適正管理

精液等を雌の家畜に注入（移植）する場合は、精液等のストローに対応した証明書があることを確認してください。証明書がない場合は、他者に譲渡することはできません。また、譲渡をする場合には、譲渡先が家畜人工授精所や雌畜を飼養している者であることを確認した上で、証明書の「譲渡・経由の欄」に譲渡・経由を適切に記載してください。なお、精液等を自己の所有する雌の家畜以外に注入（移植）したり、譲渡したりする場合は、家畜人工授精所の開設が必要です。

2 家畜人工授精簿への正確な記録及び保管

家畜人工授精師等が、家畜に精液等を注入（移植）した時は、その内容を家畜人工授精簿に記録し、5年間保存することが義務づけられています。

3 授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の適切な交付

家畜人工授精師等が、授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書を交付する場合は、実際に注入（移植）した精液等に対応した証明書を添付するほか、子牛登記上、実際に使用した精液のストローも併せて添付することとされています。

<お知らせ>

○讃岐牛・オリーブ牛振興会 和牛講演会

11月22日（金）10時～：坂出市 坂出グランドホテル

講演：鹿児島全共に向けて、全国種雄牛情勢とオリーブ牛のこれからについて

講師：(有)北国肉牛商事 代表取締役 小野 健一

※ 当日は、午後から坂出食肉地方卸売市場において、第15回讃岐牛・オリーブ牛振興会枝肉共励会が開催されます。

○第83回香川県畜産共進会について

12月6日（金）：肉牛（第4部）坂出市 坂出食肉地方卸売市場

12月14日（土）：知事賞授与式（第1部～第4部）高松市 サンメッセ香川

○第12回香川県畜産フェアの開催について

12月14日（土）、15日（日）高松市 サンメッセ香川小展示場

オリーブ牛、オリーブ豚、オリーブ地鶏の試食・販売がありますので、ぜひお越しください！